

・基本計画

1. 将来像

1 - 1. 計画の基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取組が重要となります。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) 地域全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者だけで行うものではなく、国や県・市はもちろん、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域全体で協働しながら対策を進めていくことが必要です。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

本計画は、子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえて、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から進めていくことが必要です。

(5) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者、民生委員・児童委員等様々な人がいます。こうした人的資源に加えて、豊かな自然や伝統文化、公共施設等を十分かつ効果的に活用することが必要です。

(6) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行といった社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援サービス利用者のニーズも多様化しています。様々なニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(7) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービス供給量や質を確保することが重要です。そのため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(8) 地域特性の視点

人口構造や社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、それに伴って利用者が必要とする支援策も異なります。そのため、地域の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。



1 - 2 . 基本理念

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

国の行動計画策定指針では、子育てと仕事の両立支援の観点に基づく保育に関する施策を中心にするだけでなく、社会全体が一体となって、男女共同参画、地域福祉、社会保障、子どもの社会性の向上・自立の促進といった視点で「子どもがいきいきと育つ社会」、「市民それぞれが多様な生き方を選択できる社会」の実現を図ることが大切となっています。

そこで西条市次世代育成支援対策推進行動計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、合併後の新しい西条市において、すべての市民がこころ豊かに夢を持って子育て・子育てをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めます。



2.基本目標

(1) 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】

「地域全体が子育て・子育てを担う」という意識のもと、地域の資源を活かしながらすべての子育て・子育てを支えていくための取組を推進します。

また、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する児童虐待やいじめなどの問題への対策、子どもを犯罪等の危険から守る取組、障害を持つ子どもとその保護者及びひとり親家庭に対する生活面での支援など、きめ細やかな取組を推進します。

さらに、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立が大きな課題となっていることから、労働者が男女を問わず、育児休業を取得しやすく、また、子育てしながら働きやすい職場環境の整備を促進します。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

家庭や地域の養育機能が低下している中で、子育ての悩みや不安を解消し、安心して子育てができる母子保健事業の推進を図ります。

また、食生活は、身体健康だけでなく、心の健全な成長にも深く関わっていることから、食を通じて子どもの健やかな心と身体が育めるよう、食に関する学習機会や情報の提供を進めます。

思春期は、人間の一生の中で、身体面及び精神面における発達が著しく、この時期の心身の健全な成長や豊かな生活体験が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、心身の健康づくりを支援する思春期保健対策を推進します。

加えて、関係機関との連携のもと、小児医療体制の充実に努めます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

学校教育では、子どもの豊かな人間性と社会性を育み、「生きる力」を身につけられるようにするため、家庭や地域社会の連携を図りながら、魅力あるきめ細やかな教育を進めます。

また、保護者が自信を持って子育てに取り組めるよう、育児やしつけ、健康管理など子育てに関する学習や相談、情報提供体制の充実に努めます。

地域においては、人・歴史・文化・自然といった西条市特有の資源を活用し、子どもたちが個性豊かに元気に成長できる環境づくりを進めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】

居住環境が子育てに大きな影響をもたらすことから、公園など公共空間の確保や、道路や施設のバリアフリー化など、子育てバリアフリーの推進を図り、親や子どもが安全に安心して外出できる環境整備を進めます。

また、ゆとりあふれる子育てを行い、子どもが心身共に伸び伸びと成長していくことができるよう、本市が有する豊かな水資源をはじめとした自然を活かした快適な環境づくりを進めるほか、安らぎを感じることができる豊かな自然環境の保全活動を推進します。

西条市次世代育成支援対策推進行動計画の体系図



3. 基本施策

基本目標 1. 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】

(1) 子育て支援サービスの充実

< 現状と課題 >

少子化及び核家族化の進展により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

就学前児童の保護者に対するアンケート調査の中では、子どもの発育・発達については33.0%、しつけについて(子どもを叱りすぎているような気がしている)は37.1%と悩んでいる声が多くあがっています。

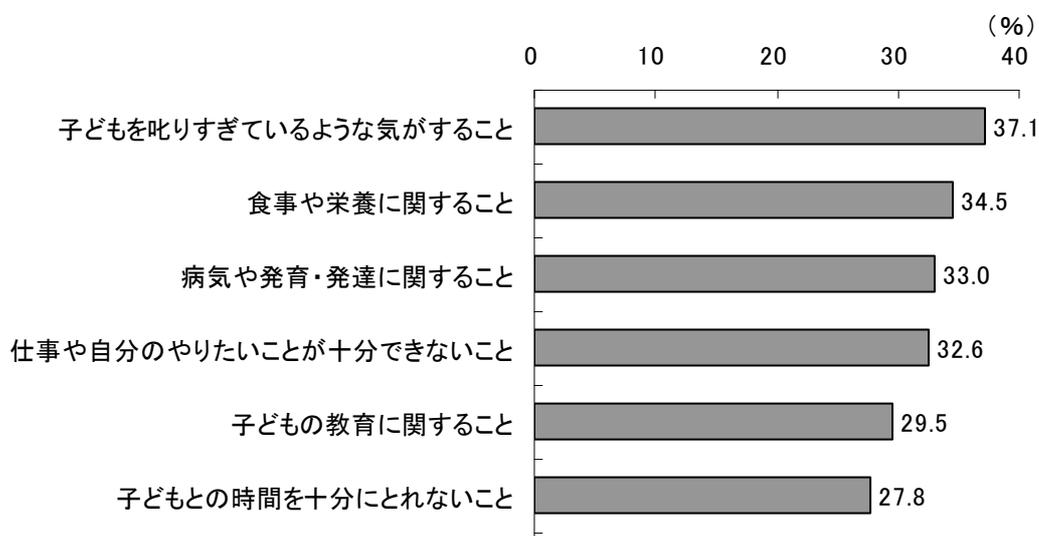
市内には、子育て支援センターや、児童館、各種教室等があり、子育てに関する悩み・不安を相談し、それに対して助言や情報提供が行われています。今後は、保育施設に限らず緊急時や育児疲れのリフレッシュのためなど、地域のすべての子育て家庭を支援する多様なサービスが必要であり、そのサービスを気軽に利用できるよう、情報提供体制を整えることが大切です。

ひとり親家庭に対しては、生活や就業に関する支援、母子生活支援施設(2か所)による支援が行われています。今後、母子家庭に対しては就業支援が、また、父子家庭に対しては日常生活支援が求められています。

障害児に対しては、障害児保育を実施しているほか、適切な就学を図るため、心身障害児就学指導委員会が設置されています。今後とも、「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会の様々な場に参加できるよう支援することが大切です。

子育てに関して、日常悩んでいることまたは気になること(複数回答)

20%以上の回答を抜粋



子育て支援センターの設置場所

【公立：東予南保育所、小松東保育所】

【私立：飯岡保育園、西条保育所（西条市総合福祉センター内）】

児童館等の現状

西条地域	東予地域
地域内 2 か所（西条児童館、西条西部児童館） ・ 幼児教室の実施 ・ 児童を対象のクラブ活動・行事 ・ 世代間交流・母親クラブ活動	地域内 1 か所（東予西児童館） ・ 幼児クラブの実施 ・ 児童を対象のクラブ活動・行事・世代間交流 ・ 母親を対象にしたサークル活動 ・ 学童保育 地域内 2 か所（東予南・北地域交流センター） ・ 幼児クラブの実施 ・ 母親クラブ活動 ・ 児童を対象とした行事
丹原地域 地域内 1 か所（丹原児童館） ・ 親子クラブの実施 ・ 児童対象のクラブ活動・行事 ・ 母親クラブ活動 ・ V Y S との連携 ・ 学童保育	

子育て・子育てに関する主な経済的支援

事業	対象者
乳幼児医療費助成制度	通院：生まれた日～4歳の誕生日が属する月末 （1日生まれは前月末日まで） 入院：生まれた日～小学校入学前（入学する年の3月末） （転入されたかたについては、転入日から）
児童手当	小学校3年生までの児童を養育している保護者
保育所保育料の軽減	保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定 所得階層に応じて、ひとり親家庭、在宅障害児（者）がいる世帯等に対する保育料の減免
幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園に通う園児を対象に、その世帯の市民税額に応じて、幼稚園が、保護者に対して保育料を減免し、その減免相当額を就園奨励費補助金として幼稚園に交付
奨学金	高校、大学への修学に対する奨学金
就学援助	子どもの学用品費、給食費、修学旅行費、医療費などの一部を助成（低所得世帯）

ひとり親家庭への主な支援

事業	内容
母子生活支援施設	母子家庭の母と子を共に保護し、自立の促進のためにその生活を支援する施設（県内7か所（市内2か所：くるみ荘、すみれ荘））
母子家庭自立支援事業	母子家庭の母の就労による自立を促進するため、職業能力開発のための講座受講費用や就業に有利な一定の資格取得を支援
母子家庭等日常生活支援事業	技能習得や就職活動等の自立促進に必要な事由または疾病、看護等の社会的事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣
母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、寡婦等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童の福祉の増進を図るための貸付制度
児童扶養手当	児童の健やかな成長のため、離婚等による生活の激変を一定期間で緩和し、家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当
母子家庭等医療費助成	母子家庭の母・児童が、疾病または負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合の自己負担相当額を助成
母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、生活や病気のため、緊急に資金を必要とする場合の貸付制度

主な障害児支援施策

事業	内容
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の20歳未満の児童に手当を支給
特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害を有する児童を、家庭で養育等をしている父母または養育者に手当を支給
障害児通園事業	心身に障害のある在宅の幼児、児童及びその保護者に対して、通園施設で必要な療育指導等を行い、幼児、児童、保護者への支援を行う（市内では「かがやき園」、「ひまわり」）

< 今後の方向性 >

・地域子育て支援センター事業の推進

社会性やコミュニケーションなど子どもの発達段階に応じた課題の解決に向けた保護者へのサポートを充実させるため、地域の子育て家庭の育児不安に対する相談指導、母親同士の交流等を促す子育てサークル支援、子育てに関する情報の提供などを実施する地域子育て支援センターの拡充を図ります。また、心理カウンセラーによる相談や、土曜日・日曜日・祝日の開所による相談等の充実を図るとともに、公共施設における託児体制を整備し、より一層の育児支援を推進します。

目標事業量（設置数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
4 か所	6 か所

・児童館等管理運営事業の推進

児童が自主的に遊び、話し合い、多くの仲間とふれあう中で、自己を伸ばし楽しく過ごせる場の提供と子どもの健全育成の場としての環境づくりを進めます。

新市各地域間のバランスに配慮しながら施設整備について検討していきます。

また、開館時間、休館日など運営にあたっては全市的な基準のもとに調整していきます。

・ファミリー・サポート・センター事業の実施[新規]

育児を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う仕組みを構築します。

また、育児を行いたい人を保育サポーターとして養成します。

目標事業量

事業	現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
ファミリー・サポート・センター	0 か所	1 か所
保育サポーター	0 名	50 名

・つどいの広場事業の実施[新規]

主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が、うちとけた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じたり子育て関連情報を提供する「つどいの場」の設置を図ります。

また、前述の地域子育て支援センター事業の推進とあわせて、将来目標として中学校区に1か所の設置を目指します。

目標事業量

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
0 か所	2 か所

・読み聞かせ事業の推進

育児サークルなどが行っている絵本の読み聞かせを推進し、絵本を通して子どもの成長を支援していきます。

・経済的な支援の取組

子育てに対する経済的支援として行っている、児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費の助成など、制度の周知に努めるとともに、国や県、近隣自治体の動向を踏まえつつ、充実を図っていきます。

・ひとり親家庭の自立支援

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の自立支援を図るため、関係機関との連携により、母子自立支援員を中心とした生活、就労、就学の面における各種支援策や相談体制の推進に努めます。また、母子家庭の相互支援組織である母子寡婦福祉連合会活動については、全域を網羅した連合会の設立を図ります。

目標事業量（ひとり親家庭に対応する相談員数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
3 名	現状維持

・障害児施策の推進

障害児保育事業を推進するとともに、心身障害児就学指導委員会による障害の種類及び程度の判定、就学指導、相談を推進します。また、保育、教育に必要な経済的支援の推進を図ります。

・幼保一元化への取組

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、今後の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方などに関する検討を行います。

・子育て・子育て等に関する啓発事業の推進

少子化対策や子育て支援の必要性に対する市民や企業の理解の促進と社会的関心が高まるよう、少子化に関する講演会等を開催したり、広報紙、インターネット等を通じて少子化の現状や子育て支援策に関する情報提供を行います。あわせて、結婚や子育てに対して夢や意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。

また、女性団体の連絡協議会などのかたちで、男女共同参画の視点から子育て・子育てを考える場の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

<現状と課題>

近年、女性の職場への進出に伴い、共働き家庭が増えています。また、就業構造の変化、就労形態の多様化などにより、保育サービスへのニーズも多様化しています。

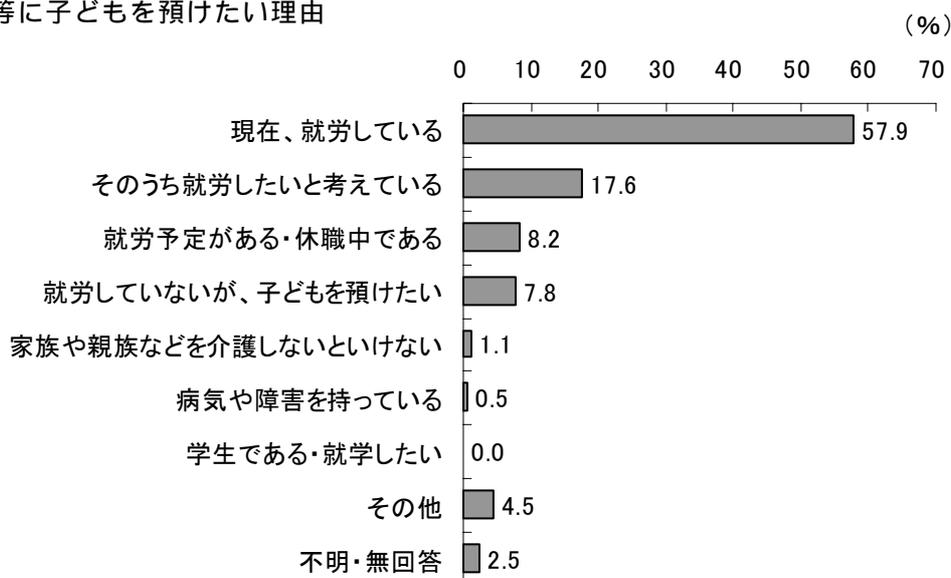
これまでに通常保育のほか、延長保育、一時保育事業などを推進してきましたが、調査結果から現在働いている人のほかに、就業を希望する保護者もみられることから、こうした多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実が求められています。

保育所以外の保育サービスとしては、病後児保育、子育て短期支援事業を実施しており、保護者の緊急時等に対応するため、今後とも充実を図ることが大切です。

また、小学生の放課後の居場所づくりとして放課後児童クラブ事業を推進しています。今後、未整備地域への拡充が求められています。

就学前児童の保護者に対するアンケート調査の中では、就労を理由に保育サービスを希望している人が多く、仕事と家庭との両立を支援するための通常保育、一時預かり型のサービスの推進が求められています。

保育所等に子どもを預けたい理由



市内保育所一覧

< 公立保育所 >

< 私立保育所 >

保育所名	所在地	定員	保育所名	所在地	定員
禎端保育所	禎端	60人	飯岡保育園	飯岡	90人
東予南保育所	石田	90人	みのり保育園	下島山	60人
東予中央保育所	国安	90人	玉津保育園	玉津	60人
東予北保育所	新町	90人	大町保育園	大町	150人
河北保育所	三芳	120人	東予乳幼児保育園	大町	90人
庄内保育所	旦之上	45人	西条保育所	本町	60人
丹原保育所	丹原町今井	90人	めぐみ保育園	朔日市	200人
田野保育所	丹原町北田野	60人	神拝保育園	神拝	180人
小松東保育所	小松町新屋敷	120人	古川保育園	古川	90人
小松西保育所	小松町南川	90人	神戸保育園	洲之内	60人
石根保育所	小松町大頭	90人	橘保育園	西泉	45人
	合計：11か所	945人	ひかり保育園	氷見	45人
			みどり保育園	喜多川	90人
			富士保育園	三津屋南	120人
			花園保育園	周布	90人
			中川さくら保育園	丹原町来見	90人
			湯谷口保育園	丹原町湯谷口	30人
			合計：17か所		1,550人

総計：28か所 定員：2,495人

病後児保育の現状

実施場所：カンガルーハウス（村上記念病院内）

利用時間：月曜日～金曜日 8:00～18:00

土曜日 8:00～12:30

休所日：日曜日、祝祭日、年末年始、地方祭

< 今後の方向性 >

・ 保育所における保育サービスの推進

通常保育事業	良好な保育環境を提供するため、保育施設の整備を促進します。 公立：11 か所 私立：17 か所 計 28 か所
延長保育事業	公立：< 18:00～19:00 > 【東予南保育所、丹原保育所、小松東保育所、小松西保育所】 私立： 【飯岡保育園、西条保育所、富士保育園、中川さくら保育園】
一時保育事業	保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などにより昼間一時的に家庭で児童を保育できないときにお預かりします。 【公立：河北保育所、東予南保育所】 【私立：神拝保育園、花園保育園】
障害児保育事業	ノーマライゼーションの理念に沿って、集団保育が可能であり、日々通所できる児童については、加配保育士をつけるなどして、市内保育所（園）における受け入れ体制を充実させていきます。 軽度の障害児については、「軽度障害児認定審査会」において専門医の意見書等を取り入れたうえで判断する、新しい軽度障害児認定制度を設けます。
地域活動事業	保育需要の多様化に対応するため、地域に開かれた保育所として、世代間交流活動、子育て家庭への育児講座、保育所退所児童との交流、異年齢児交流等事業など、地域の特性に応じた保育活動を推進します。
特定保育事業[新規]	保護者のパート勤務等により保育が困難な児童に対して、週2、3日程度または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。
休日保育事業[新規]	日曜・祝日に勤務する保護者の増加等勤労形態の多様化に対応し、休日保育を行います。
夜間保育事業	夜間にわたり保育に欠ける児童を保育所において保育する事業で、実施については、今後のニーズを踏まえて検討していきます。

目標事業量（定員数、設置か所数）

項目	現状（平成16年度）	目標数値（平成21年度）
通常保育事業	2,495 名 28 か所	2,467 名 28 か所
延長保育事業	89 名 8 か所	150 名 10 か所
一時保育事業	18 名 / 1 日 4 か所	35 名 / 1 日 5 か所
特定保育事業	0 名 / 1 日 0 か所	16 名 / 1 日 2 か所
休日保育事業	0 名 / 1 日 0 か所	20 名 / 1 日 2 か所

・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）の推進

医療機関への入院の必要はないが病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある児童が、保護者の緊急の用事等により保育が困難な場合に対応するため、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）の拡充を図ります。

実施にあたっては、保育所等と連携し、保護者への制度の周知を図ります。

なお、病後児保育の派遣型については、今後、利用者のニーズを踏まえて、検討します。

目標事業量（病後時保育・施設型）
（定員数、設置か所数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
4 名 / 1 日・1 か所	8 名 / 1 日・2 か所

・子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進

保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かり、子育ての負担軽減を図ります。

なお、夜間や休日に預かる子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）については、今後、利用者のニーズを踏まえて、検討します。

目標事業量（ショートステイ事業）
（定員数、設置か所数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
8 名 / 1 日・2 か所	現状維持

・放課後児童クラブ事業の推進

小学校 1 年生から 3 年生（障害児については 6 年生まで）で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に実施し、子どもの放課後における居場所を確保します。クラブ数については、目標年度までに 2 か所の増設を図ります。

実施時間：学校授業日...放課後～18:00

学校休業日（土曜日、長期休暇期間等）...8:30～18:00

休所日：日曜日、祝祭日、年末年始など

実施場所：

【西条小学校、神拝小学校、大町小学校、玉津小学校、飯岡小学校、神戸小学校、禎瑞小学校、橘小学校、氷見小学校、旧壬生川中央幼稚園、周布小学校、吉井小学校、多賀小学校、国安小学校、東予西児童館、旧庄内幼稚園、東予北地域交流センター、楠河小学校、丹原児童館、小松小学校、石根公民館】

目標事業量（定員数、設置か所数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
526 名・21 か所	690 名・23 か所

・幼稚園における預かり保育の実施

幼稚園の保育時間終了後、希望に応じて園児を正規の保育時間以外に預かる保育を実施します。

・苦情処理体制の充実

保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育所における相談体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

<現状と課題>

父親・母親は子育ての第一義的な責任を負うものですが、社会環境の大きな変化により、家庭の機能は弱体化し、孤立感から子育てに不安を感じる親も増加しています。保護者に対するアンケート調査によると、虐待しているのではないかと考えている人の割合は、就学前児童では母親 10.0%、父親 4.8%、小学校児童では、母親 16.0%、父親 4.9%と増加しています。子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域の関連機関、地域の人々の連携が必要です。

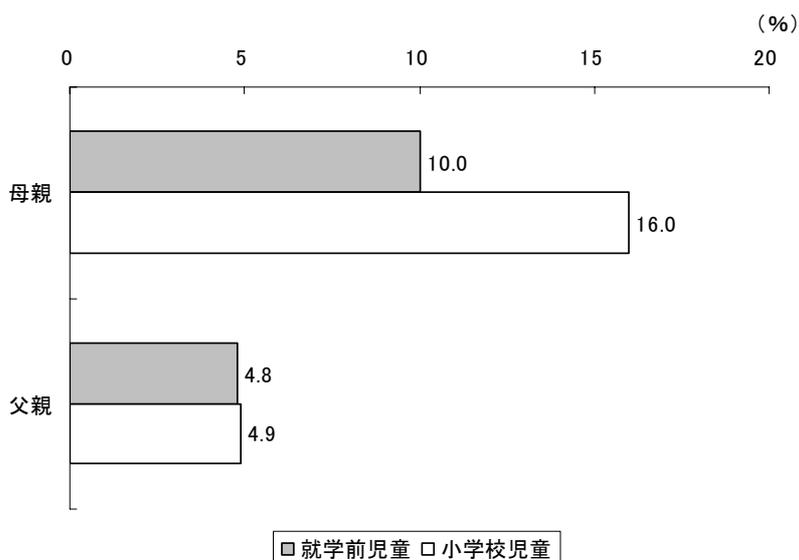
現在、市内では家庭及び地域社会において児童の健全な育成を推進するため、地域組織活動（ともしび母親クラブ）事業が行われています。

また、市独自の虐待防止のネットワークは構築されていませんが、虐待の通報があったときには、家庭児童相談員を中心に個々に対応しています。対応の流れとしては、虐待を発見したときに家庭児童相談員へ通報し、東予児童相談所または家庭児童相談員の判断に基づき、児童の安全を図りながら、保護者への対応や相談・支援を行いますが、事例によっては関係機関によるケース検討会議を開いています。

今後は、新市としての保育サービスの状況、各施設の位置、各団体・機関などについて広く市民に周知を図ることが大切です。さらに、全市的なネットワークの構築を図り、多様な主体による子育て支援の輪を広げることが大切です。

虐待しているのではないかとと思うこと

「はい」と回答した人のみグラフ化



地域組織活動（ともしび母親クラブ）事業の現状

西条地域	東予地域
私立保育所 2、児童館 2（計 4 クラブ）	公立保育所 5、私立保育所 2、児童館 1、 地域交流センター 1（計 9 クラブ）
丹原地域	小松地域
地域全体の母親クラブ 1、公立保育所 2、 私立保育園 2、私立幼稚園 1、児童館 1 （計 7 クラブ）	公立保育所 3（計 3 クラブ）

< 今後の方向性 >

・地域組織活動（ともしび母親クラブ）事業の推進

母親クラブ等の連絡協調によりクラブ活動の推進を図ります。また、単位クラブ連合体としての地域活動連絡協議会を設置し、活動の充実を図ります。

・全市的な要保護児童対策地域協議会の構築

児童虐待の予防・防止・早期発見及び虐待事例への円滑な支援のみならず、要保護児童への支援を行う地域ネットワークを構築し、家庭児童相談員を中心に児童相談所、保健所、警察、民生児童委員等の関係機関による連絡調整会議、事例検討会等を開催します。

目標事業量（要保護児童対策地域協議会の設置）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
未設置	1 か所

・子育てマップ等の作成[新規]

市内の保育所（園）、幼稚園、学校等施設、公園など示した子育てマップや子育てサービスを網羅したハンドブックの作成を行います。

目標事業量（子育てマップの作成・配布年度）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
未実施	平成 18 年度を目処に実施

・保育サービスネットワークの構築[新規]

保育サービスを受けたいときに、そのニーズに最も合致するサービスを即時に判断し、支障なく提供できるようにするため、保育サービスネットワークを構築し、調整会議の開催、インターネットによる保育サービスの情報提供などを行います。

(4) 児童の健全育成活動の推進

<現状と課題>

子どもが伸び伸びと心豊かに育つよう、不登校やいじめ、非行など子どもを取り巻く諸問題に対して、相談体制や支援体制の充実を図ることが重要です。

V Y S (Voluntary ・ Youth ・ Socialworker < 有志 ・ 青年 ・ 社会事業家 >) 活動としては、自主事業のほか、各地域で年間を通じた奉仕活動、会員研修会、依頼事業として児童館や各自治体主催行事への協力が行われています。

また、子どもの悩みに対応する青少年育成センターが、市内各地域(旧4市町)ごとに設置されています。

学校教育の場においては、中学生が悩みや不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることを目的に、各中学校に心の教室相談員を配置しています。

このほか、青少年健全育成協議会、愛護班の活動が展開されています。

今後は、これらの活動・事業に加えて、福祉事務所内においても相談体制を確立し、児童の健全育成を図る必要があります。

<今後の方向性>

・ V Y S 活動支援事業の推進

V Y S 活動団体に対し、その活動を支援するとともに、連携を取り、地域社会福祉の向上を図ります。

・ 青少年育成センター事業の推進

就学、進学、いじめ、不登校、ひきこもりなど子どもが抱える悩みや相談の受け付けや、地域の青少年育成団体等と連携して、青少年育成の活動を行います。

・ 心の教室相談員事業の推進

今後とも継続して実施し、生徒の悩み相談・話し相手、地域・学校との連携等、子どもの健全育成を図ります。

・ 家庭児童相談員の配置

児童問題の相談窓口として、本庁、東予総合支所に家庭児童相談員を各1名ずつ配置するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、問題の解決にあたります。

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

< 現状と課題 >

昨今の子どもをめぐる事件・事故から守るため、防犯指導、防犯機器の設置や、交通安全に関する指導等を行っています。

児童生徒が不審者に声をかけられたり、被害を受けそうになったときに助けを求める場所として「まもるくんの家」があります。小・中学校通学路にある商店街、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、ステッカーを貼り、保護や連絡をしてもらうことにより、児童生徒の安全確保を図っています。

このほか、学校、保護者、地域等が連携して、地域ぐるみでいじめや不登校等の問題解決に取り組むため、各中学校区で対策委員会を設置しています。

今後とも子どもを犯罪から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底など、地域の人が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪等の被害から守ることができるような環境づくりを進めることが大切です。

< 今後の方向性 >

・子どもを対象とした防犯指導の推進

子どもを対象とした防犯指導を徹底し、犯罪の未然防止を図ります。

目標事業量（防犯指導の実施）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
36 回	72 回

・警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実

防犯面において警察等関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化していきます。

・防犯機器等の整備

学校の教室等への防犯機器の設置、防犯器具の配布などを進めます。

目標事業量（防犯器具の貸与数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
3,351 個	5,000 個

・「まもるくんの家」設置事業の推進

今後も必要に応じて拡充し、防犯体制の充実を図ります。

・交通安全教室の開催

子どもを事故から守るため、警察等関係機関と連携し、小学校、幼稚園、保育所、児童館等で交通安全教室を開催します。

・いじめ・不登校対策の充実

市内各中学校区の対策組織等により、学校間の情報交換、研修等を行い、問題の早期発見・早期解決を図ります。

(6) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しのための取組の推進

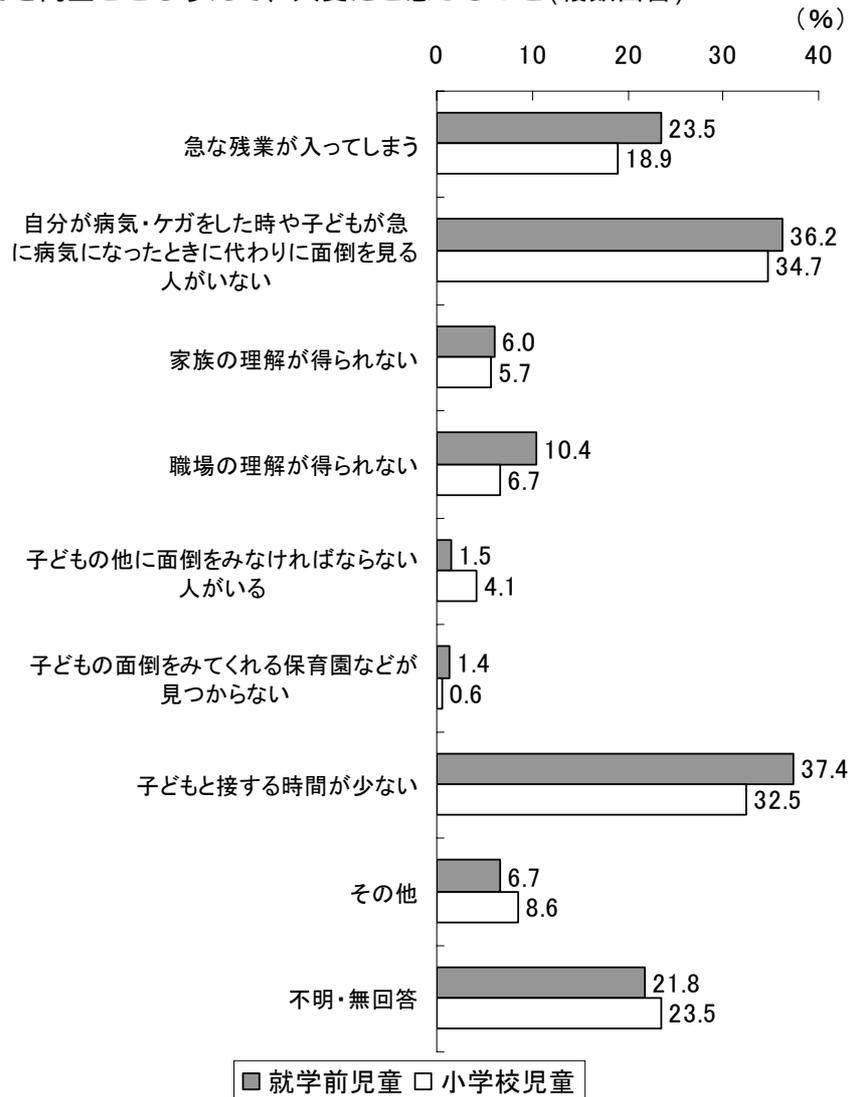
<現状と課題>

女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出、夫婦共働きの家庭の増加等が一般化してきています。これに伴い、職業生活と家庭生活の両立は子育て家庭の大きな課題となっています。

保護者に対するアンケート調査では仕事と子育てを両立させるうえで、職場の理解が得られないと感じている人が就学前児童では10.4%、小学校児童では6.7%となっています。

家庭においては父親の子育てへの参画を促進し、職場においてもこれまでの慣行や意識を変え、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるような環境を整備することが必要です。

仕事と子育てを両立させるうえで、大変だと感じること(複数回答)



< 今後の方向性 >

・働き方の意識啓発の推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、妊娠中や育児期間中の勤務時間の軽減、育児休業を終えた後の再雇用制度の推進など「働き方の見直し」について意識啓発を図ります。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するように、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するため、広報・啓発・研修・情報提供等について、国・県・関係機関と連携を取りながら推進します。

・育児休業等の啓発活動の推進

仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業や市民に対し、育児・介護休業制度などに関する広報・啓発活動を実施します。

基本目標 2 . 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

(1) 子どもや母親の健康の確保

< 現状と課題 >

近年、少子化、核家族化が進み、それに伴う育児不安の増加など社会環境の変化と共に、親と子の心の問題等新たな問題が生じています。

子どもや母親の健康を確保するため、健康診査、両親学級、育児相談、予防接種等各種母子保健事業を推進しています。

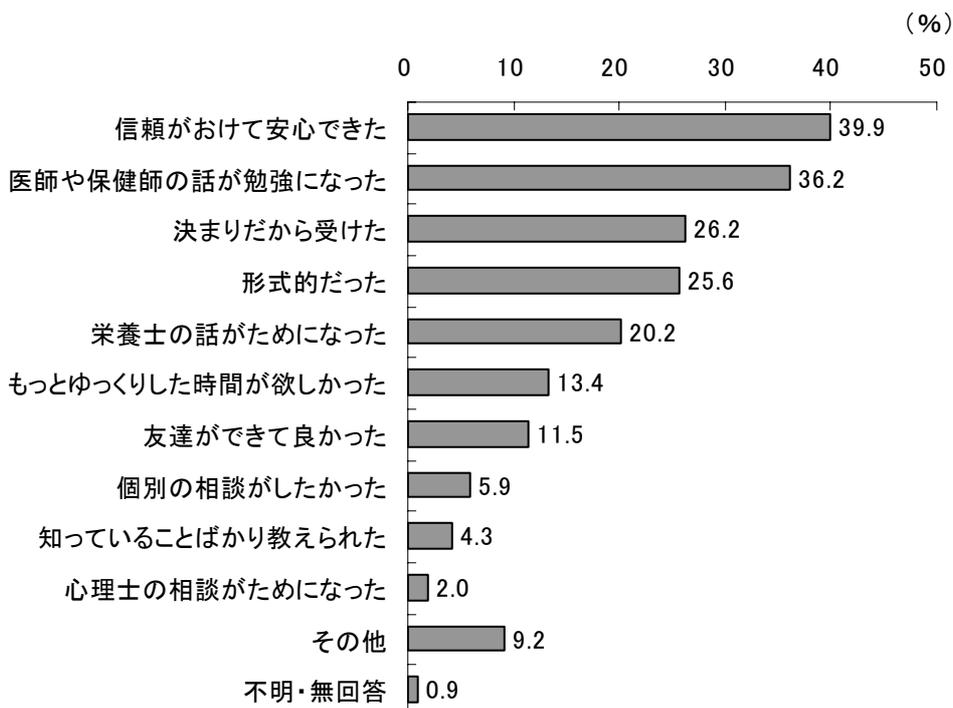
保護者を対象にしたアンケート調査のうち、健診に関する調査からは、「信頼がおけて安心できた」、「医師や保健師の話が勉強になった」という意見が 40%弱でみられた反面、「決まりだから受けた」、「形式的だった」という意見も 25%前後でみられており、対策が求められます。

親の体調に関する調査では、就学前児童の母親の約 20%が、心身のどちらかに不調を訴えており、また、約 5%は心身共に不調であるという結果が出ています。

障害児に対する母子保健事業としては、発達や言葉の遅れなどで経過観察が必要な子どもに対して相談・指導事業を実施したり、親同士の交流を図る事業を実施しています。

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されることも踏まえ、健診時における発達障害の早期発見や、乳幼児から成人期に至るまでの支援を行うことが大切です。

健診を受けた感想（複数回答）



発達障害者支援法の対象となっている障害

自閉症スペクトラム...対人コミュニケーションに問題がある障害
学習障害（LD）...特定分野の習得（学習）が難しい傷害
注意欠陥／多動性障害（ADHD）...集中するのが困難である障害 など

< 今後の方向性 >

・母子保健推進体制の構築

すべての親と子の健康や生活環境の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が相互に連携してネットワークを構築し、母子保健事業の計画、評価、見直しや、地域支援体制のネットワークづくりを行います。

・母子健康手帳の交付

母子保健の知識の周知を行い、妊娠・出産・育児と一貫して、親自身が子どもの発育・発達を観察・記録できるよう、母子健康手帳を交付します。

また、交付にあたっては、「育児のしおり（妊娠編）」を配布し、妊娠から出産に関することの周知を図ります（なお、出生届時及び転入届出時には「育児のしおり（育児編）」を配布）。

・育児支援家庭訪問事業[新規]

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、保育士や保健師が育児・家事の援助や技術指導等を行うことにより、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めます。

目標事業量

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
要望に応じて保健師等が訪問	保健師に加え、保育士による派遣を行い、事業の拡充を図る

・健診事業の推進

親が、かかりつけ小児科医を持つよう、その必要性を啓発するとともに、各種健診への受診勧奨に努めます。また、健診を通じて親の悩みに対する相談体制の充実を図ります。

う歯予防については、歯みがきなど、正しい生活習慣が身につけられるよう、情報提供や指導を健診時等の場で行っていきます。

また、健診の結果何らかの支援が必要な乳幼児と保護者に対し、フォローを行う教室への案内や相談体制の充実を図ります。

目標事業量（乳幼児健診の受診率）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
89.4%	100.0%

・両親学級事業の推進

子どもを育てる親が、共に子育てに関する意識を高め、行動できるよう、両親学級事業を推進します。

・育児相談事業の推進

育児に対する悩みや不安などに対して、助言・支援等を行うことができるよう、保健センターにおいて育児に関する相談事業（来所・電話）を推進します。

・不妊治療相談事業の推進

国、県、関係機関と連携して不妊治療に関する情報提供や相談事業を推進します。

・訪問指導事業の推進

妊産婦や乳幼児を対象に、育児上の不安や心配の軽減を図るために、訪問指導を推進します。

・乳幼児の病気・事故の予防対策の推進

健康相談等において、乳幼児の健康状態の観察や、成長過程における病気や事故に関する知識、救急処置法等を学ぶ機会を設け、正しい情報の提供に努めます。

・予防接種事業の推進

予防接種の重要性について周知するとともに、予防接種の持つ効果とリスクに関する情報提供を行います。

・フォロー教室の推進

健診等の結果、言語・行動発達や育児不安などで、経過観察の必要な幼児を対象として、集団遊び、発達相談等を行います。

(2)「食育」の推進

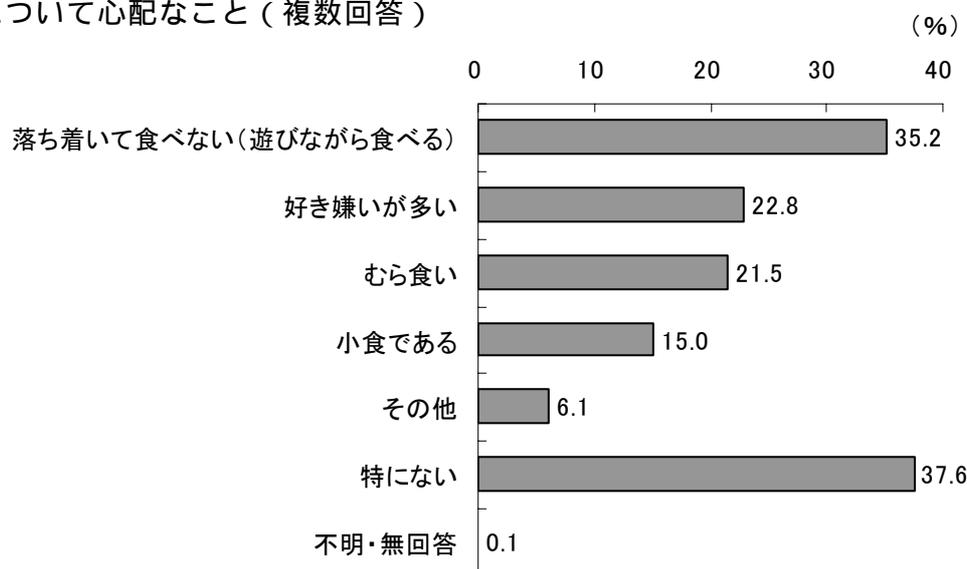
<現状と課題>

子どものときから正しい食生活を身につけるため、妊婦及び、乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、食に関する取組を進めることが大切です。

保護者を対象にしたアンケート調査において就学前児童では、食事について心配なこととして「落ち着いて食べない(遊びながら食べる)」が35.2%、「好き嫌いが多い」が22.8%、「むら食い」が21.5%と、これらの回答が20%を超えています。

食習慣の乱れから心と身体の健康問題が子どもたちに生じていることが指摘されており、乳幼児期からの正しい食事の取りかたや望ましい食習慣を身につけることが必要です。

食事について心配なこと(複数回答)



<今後の方向性>

・健康教育事業における食育の推進

乳幼児期の栄養と離乳食の進め方や調理方法等についての講話・調理実習などを開催していきます。

・親子で学ぶ食育の推進

料理教室等を通じて、調理の楽しさや食に対する体験の場の提供に努めます。

・保育所における食育の推進

食を通じた様々な体験活動を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、食に関する保護者への情報提供や相談に努め、家庭での食育も促進します。

・学校教育における食育の推進

子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身共に健康な生活を営めるよう、給食を通じて地産地消を推進するなど食に関する教育を推進します。

(3) 思春期保健対策の充実

<現状と課題>

子どもを取り巻く環境は、都市化や少子化のみならず、情報・通信技術の進歩を背景とした、テレビ・コンピュータ・携帯電話などの情報メディアの急速な変化により、人との関係にも変化をもたらしています。情報メディアの進展は仮想空間を広げ、間接体験・擬似体験・仮想現実の体験を増やし、人や自然への直接的な関わりから育まれる人間的な感情や心の形成への影響が考えられます。

そのような情報化社会の中で、10代の人工妊娠中絶・性感染症罹患率の増加など、青少年の心と身体の問題が大きな社会問題となっています。性に関する健全な意識を促すとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが大切です。また、喫煙や薬物等に関する啓発、学童期・思春期における心の問題に対応するための相談体制の充実が必要です。

一方、少子化、核家族化に伴い、子どもたちが集団で遊ぶ機会や、年齢を超えて交流する機会、祖父母など高齢者と身近に接する機会の減少、家事・育児の手伝い等生活体験が少なくなっています。将来において、家庭を築き、子どもを産み育てることに喜びを感じることができるよう、多様な交流の機会を設け、母性・父性を育むことが大切です。

< 今後の方向性 >

・ 思春期保健対策の推進

関係機関と連携して、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、子どもの心の問題に対応するため、青少年育成センター等の相談体制の充実を図ります。

目標事業量(地域における性に関する正しい知識の普及【開催回数】)

現状(平成16年度)	目標数値(平成21年度)
22回	30回

・ 次代の親づくりの推進

家族・社会の一員として、さらに将来の親として必要な基礎・基本を習得できるよう、家庭を持つことの重要性等について理解を深められるようにすることが重要であることから、小学校高学年、中学生、高校生の希望者を対象として、就学前である乳幼児とその保護者との交流体験事業を推進します。

(4) 小児医療の推進

<現状と課題>

子育て家庭では、子どもの病気に関する不安は大きな問題であり、少子化や核家族化等が進む中、子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題となっています。

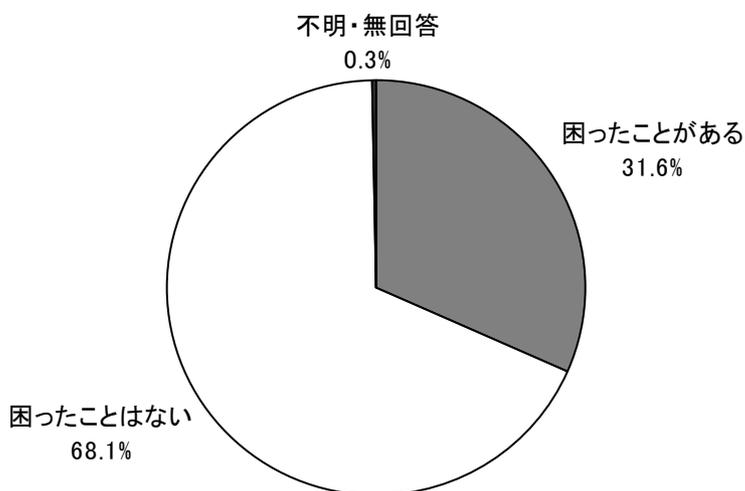
小児医療では、かかりつけ医での診断・治療のみならず、子どもの発達・発育などの相談などとともに、保健センター等と医療の連携に基づいた予防接種によって感染症予防や障害の早期発見・療育システムの充実など、幅広い対応が求められています。

また、小児救急については、小児科医が不足している中で、初期救急として西条・周桑医師会の内科系の中で一部の小児科医が在宅当番医制を実施するとともに、二次救急ではオンコール制などによる対応を行っています。

保護者対象のアンケート調査では、「急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがある」という人が31.6%みられています。

今後、小児医療の円滑な推進のためには、子どもの身体と健康に対する保護者の理解を深めるとともに、関係機関等と連携し小児救急体制の一層の充実を図ることが重要です。

急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず、困ったことがあるか



< 今後の方向性 >

・ 地域医療体制の充実

保健・福祉・医療等の連携を図り、感染症の予防や療育システムの充実を図るとともに、医師会等の協力を得て、小児救急体制の整備に努めていきます。

目標事業量（かかりつけの小児科医を持つ親の割合）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
93.3%	100.0%

基本目標 3 .子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

< 現状と課題 >

近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、学校教育に対する要望がこれまでになく多様で高度なものになっています。

現在、次世代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸長できるよう、学校教育の充実を図っています。

学校施設については、耐用年数や耐震性等を考慮した改修等が必要となっています。

また、学校長が、学校運営にあたり、教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関し、保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことができるよう、各学校では学校評議員を設置しています。

今後とも、子どもたちがゆとりある教育環境の中で、基礎・基本の習得に加え、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができる教育環境の整備、また、家庭や地域と連携して子どもを育てる、開かれた学校づくりを推進することが大切です。

市内幼稚園一覧

< 公立幼稚園 >

< 私立幼稚園 >

幼稚園名	所在地	定員	幼稚園名	所在地	定員
ひまわり幼稚園	氷見	90 人	めぐみ幼稚園	朔日市	200 人
東予南幼稚園	石田	35 人	西条栄光幼稚園	明屋敷	160 人
多賀幼稚園	北条	105 人	西条聖マリア幼稚園	大町	175 人
国安幼稚園	国安	105 人	大町幼稚園	大町	180 人
燧洋幼稚園	三芳	105 人	玉津幼稚園	玉津	110 人
小松幼稚園	小松町新屋敷	75 人	双葉幼稚園	飯岡	105 人
	合計：6 か所	515 人	神戸幼稚園	洲之内	80 人
			たから幼稚園	三津屋	105 人
			西山学園幼稚園	丹原町古田	150 人
			合計：9 か所		1,265 人

総計：15 か所 定員：1,780 人

< 今後の方向性 >

・「確かな学力」と「豊かな心」の育成

子どもが社会の変化の中で主体的に生きぬいていくよう、きめ細やかな指導の充実や地域住民が講師になるなど、地域の人材の活用を図り、確かな学力と学ぶ力の向上に努めます。

また、地域との連携により、福祉活動、環境保全活動など多様な体験活動を推進するなど、豊かな心の育成を図ります。

・福祉教育の推進

自他の生命や人権を尊重する精神に立ち、互いに認め合い共に生きていこうとする実践的な態度を育てるため、社会福祉協議会や市内各施設と連携を図り、福祉教育を推進します。

・環境教育の推進

環境への理解を深め、環境を大切に作る心、自ら行動する実践的な態度や資質、能力を育てるため、環境教育を推進します。

・情報教育の推進

情報社会に主体的に対応できる能力や態度を育てるため、コンピュータ等を活用した情報教育を推進します。

・国際理解教育の推進

国際社会に主体的に対応できる能力や態度を育てるため、海外研修事業や外国語補助教諭（ALT）派遣による国際感覚の養成・語学教育を推進します。

・人権教育の推進

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のための力を育てるため、人権教育を推進し、児童・生徒の人権意識の高揚を図ります。

・心身の健康づくりの推進

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図り、食育や健康教育等の心身の健康づくりを推進します。

・地域に開かれた学校づくりの推進

学校、家庭、地域の協力支援体制を強化し、地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進します。

・特別支援教育（障害児教育）の推進

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるきめ細やかな教育的支援ができるよう、就学相談の充実など特別支援教育の体制づくりを推進します。

また、市内小中学校の特殊学級合同による野外活動を実施し、児童生徒の交流を図るとともに、生活自立・機能訓練を推進します。

・学校施設の整備

学校教育の重要性に鑑み、老朽化した幼稚園・小学校・中学校の校舎、体育館等の改修等を行います。

・学校評議員活動の充実

地域、家庭、学校との連携・協力を促し、信頼される学校づくりを進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。

・幼児教育の推進

教育内容の充実を図るとともに、幼稚園と小学校との連携を充実し、小学校における教育へ円滑に移行できるよう努めます。

・教職員研修の実施

教職員の資質及び専門性の向上を図るための研修を行うほか、危機管理体制の徹底、薬物乱用防止教育、性教育の進め方等についても研修への参加を促します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

<現状と課題>

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。現在、セミナーや健診、参観日等を活用した家庭教育に関する学習の場を設けています。

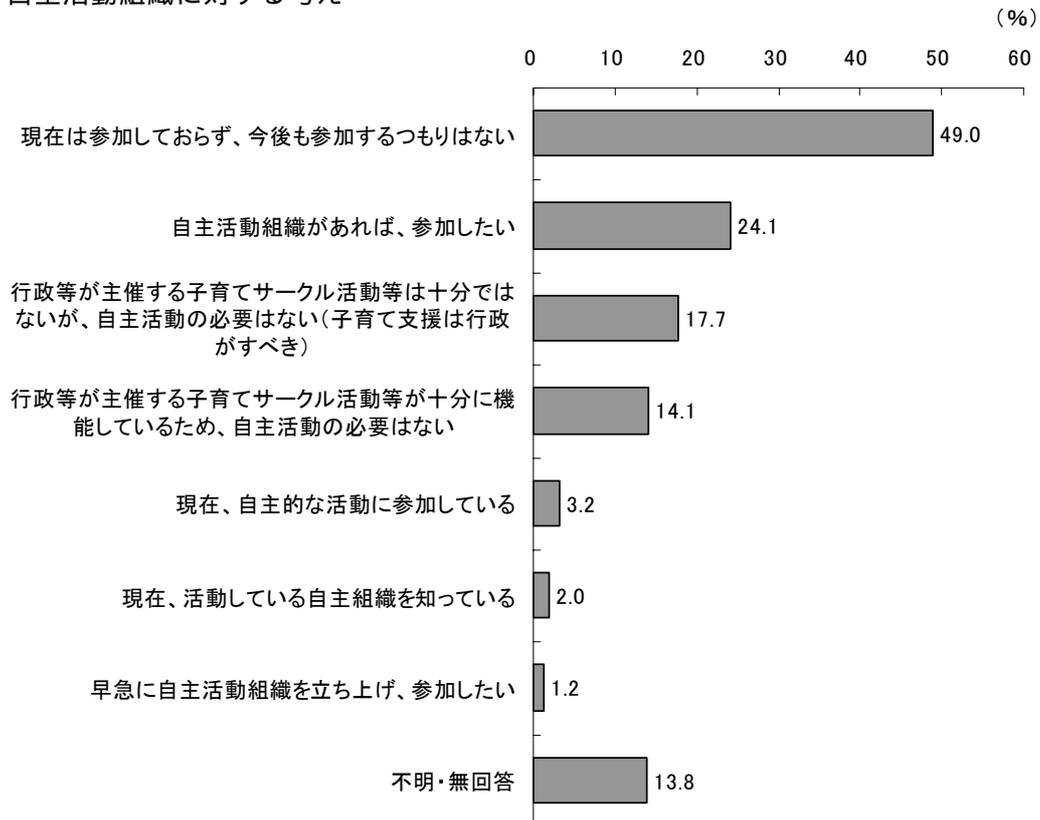
家庭における養育機能の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち家庭での子育てができるよう、多様な子育てに関わる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備を図ることが大切です。

また、地域は、学校も家庭も含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤でもあります。子どもは地域社会の中で多くの人と出会い、自然や文化と関わり、人や地域への豊かな心情と人間らしい感性や行動力を育んできました。しかし、都市化、個人中心の生活様式、学歴重視の社会状況の中で、子どもが地域の人や自然文化とふれあう機会が減少しているとともに、地域社会が地域の子どもの育てる力も弱くなってきています。

保護者対象のアンケート調査のうち小学校児童では、「自主活動組織があれば参加したい」という意向が24.1%あり、既存活動の周知を図ることが大切です。

今後、学習機会を通じて、地域参加へのきっかけづくりになったり、親同士の新たなネットワークができることが期待できることから、学習の場の充実を図ることが大切です。

自主活動組織に対する考え



地域主体の教育事業の現状

西条地域	東予地域
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育セミナー ・妊娠期子育て講座 ・乳幼児子育て講座 ・健診等を活用した子育て講座 ・参観日を活用した子育て講座（小3、4） ・思春期の子どもの保護者対象の講座（中学生の保護者） ・親子ふれあい交流体験事業（小中学生及び保護者） 	<p>地域ふれあい交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学合宿 ・高齢者ふれあい教室 ・高齢者ふれあいパソコン教室 <p>いきいき愛護班モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体験活動事業 ・子どもの健全育成事業
丹原地域	小松地域
<p>子育て支援ネットワーク充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園子育て学習会 ・各公民館親子交流事業 ・家庭教育ふれあいコンサート ・父親のための家庭教育出前講座 ・子育て講演会 	<p>いきいき愛護班モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体験活動事業 ・子どもの健全育成事業

各公民館事業を除く

< 今後の方向性 >

・子育て学習等の講座の開催

保護者としての責任や役割を果たしていくことの大切さを啓発し、その意識の高揚を図るため、子育てに関する様々な講座などを開催し、家庭の子育て力を高めます。

目標事業量（家庭教育学級・講座の開催）

現状（平成16年度）	目標数値（平成21年度）
70回	100回

・園・学校を通じた家庭教育の推進

幼稚園や学校に通う子どもを持つ保護者に対し、家庭教育に関する自主的な取組への支援を充実します。

・親子のふれあいの促進

親子で参加できる自然体験活動やスポーツ活動などの充実を図ります。

目標事業量(親子による交流・自然体験学習の開催回数)

現状(平成16年度)	目標数値(平成21年度)
30回	50回

・園庭(校庭)などの開放による子育て支援の充実

園庭などの開放により、遊び場を提供するなど子育て支援を推進します。

・地域住民による子育て支援

地域の大人たちが中心となって、公園や児童館などを活用したスポーツや文化など多彩な活動ができる子どもの居場所づくりを進め、地域社会全体で子育てを推進します。

・三世代が交流する事業の推進

公民館、交流センターなど地域の施設を活用し、高齢者などが地域行事や伝統的な遊びを継承するなど、三世代が交流する多様なふれあい・学習活動を推進します。

・郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。

・ブックスタート事業の推進

乳幼児健診時に絵本などをプレゼントするブックスタート事業を実施し、絵本の読み聞かせによる親子のふれあい、子どもの成長を支援していきます。

・スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ少年団などの指導者育成を図ったり、一人1スポーツを目標にした取組など、子どものニーズに応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

基本目標 4 .子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】

(1) 安心して外出できる快適な環境の整備

< 現状と課題 >

本市では、これまでも誰もが社会参加できるまちづくりを目指して、道路等バリアフリー化を進めるとともに、公園や児童遊園などの環境整備を進めてきました。現在市内には、西条運動公園、東予運動公園、丹原総合公園、小松中央公園など、各地域に運動施設が整備されているほか、児童遊園（みんなの広場、子供広場等）が整備されています。また、西条地域にはこどもの国が整備されています。

しかしながら、道路については、車の大型化、交通量の増加に伴って、改良整備が必要な路線が増えています。また、公園については、子どもを危険から守るため安全性の確保が重要となっています。

今後とも、安全面に配慮しつつ、子育て家庭を含むすべての地域の人々が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

また、本市が有する豊かな自然についても、自然体験の機会が少なくなっていることを受け、学習の場、催しの場を活用した自然の保全と活用を図ることが大切です。

一方、子育て家庭の住宅に対するニーズは多様化しており、その対策が求められます。現在、多様な人々の定住を促進するために、公営住宅の整備・充実、優先入居制度の活用等を図り、幅広い住宅入居の機会を提供しています。今後ともこうした情報提供の推進を図ることが大切です。

児童遊園の現状

西条地域	東予地域
児童遊園地 46 か所、みんなの広場 19 か所	児童遊園地 3 か所、子供広場 20 か所
丹原地域	小松地域
児童遊園地 34 か所、児童プール 2 か所	児童遊園地 14 か所

< 今後の方向性 >

・児童遊園地等設置・管理運営事業の推進

遊具等の良好な維持管理に努め、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにするとともに、施設の安全性・快適性を確保します。

また、子どもの安全を図るため、必要に応じて既存施設の遊具等の点検を推進します。

・豊かな自然環境の保全と活用

石鎚山やうちぬきなど本市の恵まれた自然との共生を図り、子どもが心身ともに伸び伸びと育ち、ふるさとに愛着を持って成長することができるよう、加茂川の河口湿地や江の川遊水地をはじめとしたアメニティ整備、カブトガニや野鳥などの小動物の保護・棲息環境保全を推進します。また、親子が河川に住む生物を観察する機会を設けるなど、水の大切さ、自然の営みやいのちの大切さなどを実感できるような取組を推進します。

・防犯灯の整備促進

整備が必要な所を把握し、防犯灯の整備を促進します。

目標事業量（設置件数）

現状（平成 16 年度）	目標数値（平成 21 年度）
9,656 件	10,200 件

・道路の維持管理

歩行者の安全を確保するため、歩道の整備など、良好な道路の維持管理に努めます。

・公営住宅への優先入居の促進

公営住宅において、多子世帯や母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進に努めます。

4.行動計画の推進にあたって

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援対策推進行動計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、児童福祉・教育・保健・都市計画・産業など庁内の様々な部局により構成する「次世代育成支援対策推進庁内連絡会議」を整備し、必要に応じて進捗状況を点検し、計画の着実な推進を目指します。

(2) 「次世代育成支援対策推進協議会」の設置

次世代育成支援を市民とともに、市を挙げて推進していくためには、地域、関係団体・機関、企業、行政が常に意識を共有し、情報と意見の交流を図り、一体的な取組を進めることが重要であることから、これらの団体などにより構成する「次世代育成支援対策推進協議会」を設置します。

(3) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な次世代育成支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、市においては、福祉部門、教育部門、保健部門等との一体的な推進体制のもと、各部局が連携し次世代育成の推進を図ります。

5. 目標事業量

項 目	現状（平成 16 年度）	目標数値(平成 21 年度)
基本目標 1. 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】		
地域子育て支援センター事業 (設置か所数)	4 か所	6 か所
ファミリー・サポート・センター事業 (設置か所数)	0 か所	1 か所
保育サポーターの養成・配置 (養成・配置人数)	0 名	50 名
つどいの広場事業(設置か所数)	0 か所	2 か所
ひとり親家庭に対応する相談員数	3 名	現状維持
通常保育事業(定員数、設置か所数)	2,495 名 28 か所	2,467 名 28 か所
延長保育事業(定員数、設置か所数)	89 名 8 か所	150 名 10 か所
一時保育事業(定員数、設置か所数)	18 名 / 1 日 4 か所	35 名 / 1 日 5 か所
特定保育事業(定員数、設置か所数)	0 名 / 1 日 0 か所	16 名 / 1 日 2 か所
休日保育事業(定員数、設置か所数)	0 名 0 か所	20 名 2 か所
乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】(定員数、設置か所数)	4 名 / 1 日 1 か所	8 名 / 1 日 2 か所
子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】(定員数、設置か所数)	8 名 / 1 日 2 か所	現状維持
放課後児童健全育成事業 (定員数、設置か所数)	526 名 21 か所	690 名 23 か所
要保護児童対策地域協議会の設置	未設置	1 か所
子育てマップの作成(配布年度)	未実施	平成 18 年度を目処に実施

項 目	現状（平成 16 年度）	目標数値(平成 21 年度)
基本目標 1 .地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】		
防犯指導の実施	36 回	72 回
防犯器具の貸与数	3,351 個	5,000 個

基本目標 2 .母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】		
育児支援家庭訪問事業	要望に応じて保健師等が訪問	保健師に加え、保育士による派遣を行い、事業の拡充を図る
乳幼児健診の受診率	89.4%	100.0%
地域における性に関する正しい知識の普及（開催回数）	22 回	30 回
かかりつけの小児科医を持つ親の割合	93.3%	100.0%

基本目標 3 .子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】		
家庭教育学級・講座の開催	70 回	100 回
親子による交流・自然体験学習の開催	30 回	50 回

基本目標 4 .子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】		
防犯灯の整備（設置件数）	9,656 件	10,200 件

事業の頭にある「 」印は、国が指定している特定 14 事業の一部を示します。